

中標津十二樂走規約

中標津十二樂走

中標津十二楽走規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、中標津十二楽走（以下「本会」という）と称し、事務局を事務局長方に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、走ることを介してマラソン愛好者や地域住民との交流を深め、各種大会の発展・普及に努めることを目的とする。

(事業計画)

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦・技術向上に関すること。
2. 各種大会への参加に関すること。
3. その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(入 会)

第 4 条 入会申込書を本会に提出することによって、会員になることができる。

(退 会)

第 5 条 会長への自己申告によって退会できる。

第 3 章 組 織

(役 員)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 事務局長 1名
3. 事務局 1名

ただし、本会に相談役、顧問を置くことができる。相談役は前会長、顧問は当会に貢献した者が努めることとする。

(役員を選出)

第 7 条 役員は、総会において会員より選出し、承認を得るものとする。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とし、再任は妨げない。

(総 会)

第 9 条 定時総会は年 1 回とし、会長が必要と認めた場合、臨時総会を開催できる。

第 4 章

(会 計)

第 10 条 会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日をもって終わる。

第 5 章

(規約の改廃)

第 11 条 規約の改廃は、総会および臨時総会の決議によるものとする。

(附 則)

この規約は、2006年（平成18年）1月1日から施行する。

この規約は、2011年（平成23年）1月1日から施行する。